

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、令和8年2月25日午後1時30分より防災センター 研修室1にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|---------|
| 1 伊神 卓 | 2 泉 義昭 |
| 3 佐分 力夫 | 4 小室 清光 |
| 5 岩井 孝之 | 6 鶴見 英司 |
| 7 後藤 乾治 | 8 柴垣 鉦造 |
| 9 滝 邦夫 | 10 鈴木 孝 |

開 会 午後1時30分

議 長（会長） あいさつ。

出席者 10 名を確認し会議の成立を告げ、日程第 1 の議事録署名者を指名し議事に入る。

日程第 2、議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全件について農地法第 3 条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

事務取扱規程に基づき地域農業委員より面談及び現地調査結果の説明を求める。

地域農業委員

調査の結果、支障がない旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第 3、議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第 4 条の許可判断基準を満たす旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

（「ありません」の声あり）

議 長

議案第 5 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定について」
を承認決定する。次に、日程第 4、議案第 6 号「農地法第 5 条の規定に
よる許可申請書意見決定について」を議題とする。
事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地法第 5 条の許可判断基準を満た
す旨を説明する。

議 長

今回の全案件について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(委員の意見有りに対して、事務局回答)

議 長

議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定について」
を承認決定する。
次に、日程第 5、議案第 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第
1 8 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）意見決定につ
いて」を議題とする。
事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について農地中間管理事業の推進に関する法
律の各要件を満たす旨を説明する。

議 長

今回の議案について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第 7 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 3 項の規
定による農用地利用集積等促進計画（案）意見決定について」を承認決定
する。
次に、日程第 6、議案第 8 号「江南農業振興地域整備計画変更に伴う
意見決定について」を議題とする。

事務局に説明を求める。

事務局

議案内容を説明し、全案件について各要件を満たす旨を説明する。

議 長

今回の議案について、各委員より意見・質問が無いかを問う。

(「ありません」の声あり)

議 長

議案第8号「江南農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定について」を承認決定する。

次に、日程第7「諸般の報告」について、事務局に説明を求める。

事務局

「農地法第3条の3の規定による届出書について」

「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」

「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理決定状況について」

「現況証明願いについて」

議 長

次に、日程第8「その他」について、事務局に報告を求める。

事務局

次回の予定について、令和8年3月25日（水）午前9時30分から場所は市役所 第3委員会室で行う旨の報告を行う。